ACSES ニュースレター_２３６８号（2022 年 8 月 19 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（20 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇基準超シアン検出を報告せず　千葉の工場、日本製鉄謝罪〈Web 報道〉
◇労働災害発生状況〈厚生労働省〉
◇その他の事故、事件
・「東京ばな奈」をカビで自主回収　ディズニーリゾートで販売〈Web 報道〉
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・食中毒事件一覧速報　　令和 4 年（2022 年）食中毒発生事例（速報）〈厚生労働省〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・消防危第 175 号　屋外貯蔵タンク周囲の可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について〈総務省消防庁〉
・「令和 4 年秋の農作業安全確認運動」の実施及び「令和 4 年秋の農作業安全確認運動推進会議」の開催について〈農林水産省〉
[2]［特集］新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[3] ４―メチルベンゼンスルホン酸等に係る消防活動上等の留意事項について〈総務省消防庁〉
[4] 農薬
◇農薬「メトブロムロン」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬及び動物用医薬品「イソプロチオラン」に係る食品健康影響評価を 公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇登録・失効農薬情報を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[5] 肥料
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 1323 号）〈官報〉
[6] 食品安全衛生関係
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（スピノサド、スルホキサフロル、ピラフル フェンエチル、ピランテル及びモランテル、ベンチアバリカルブイソプロピル、ポリオキシンＤ亜鉛塩、ポリオキシン複合体、安息香酸）［令和 4 年 8 月 10 日生食発 0810 第 1 号］〈厚生労働省〉
◇特定保健用食品の表示許可について〈消費者庁〉
◇食品安全情報(化学物質)No.16(2022)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉
◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇「誰もが食べている化学物質～食品の加工貯蔵中の化学変化の安全性～（20140731)」の動画を公開しました〈内閣府食品安全委員会〉
[7] 温暖化対策関係
◇既存配管使い水素パイプライン　脱炭素に貢献、安全対策へ実証―ＮＴＴ〈Web 報道〉
◇空調機のアルミ材活用推進　パナソニックが保証、銅の代替〈Web 報道〉
[8] 環境安全関係
◇計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について：３件〈環境省〉
[9] 調査、公募、意見募集等

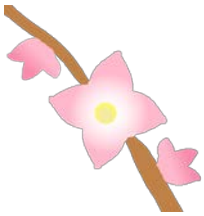

水引（ミズヒキ）

［公募、意見募集等］　４件　　［公募結果、意見募集結果］　３件　　［調査結果］　　２件

［10］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　９件　　［開催記録、報告、資料等］　１件

［11］海外の化学物質管理情報

○欧州：11 件　　○米国：20 件　　○カナダ：５件　　○中国：１件　　○台湾：１件

○オーストラリア：：２件　　○フィリピン：１件　　○韓国：１件　　○ベトナム：１件

［12］その他

◇インフルエンザ、感染症関係：１件

［付録］

◇消防危第 175 号　屋外貯蔵タンク周囲の可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について〈総務省消防庁〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇基準超シアン検出を報告せず　千葉の工場、日本製鉄謝罪

＜共同通信　2022 年 8 月 18 日＞　https://nordot.app/932939889584996352?c=39546741839462401

日本製鉄は 18 日、同社の東日本製鉄所君津地区（千葉県君津市）の排水を検査した結果、2019 年 2 月から 22 年 4 月まで、基準値を超える量の有害物質シアンを少なくとも計 39 回検出していたにもかかわらず、千葉県に報告していなかったと発表した。製鉄所の所長らが県庁で記者会見して謝罪し、今後は原因究明に努めるとしている。

県は製鉄所のこれまでの報告内容が不適切だったと判断し、18 日から立ち入り検査を始めた。

日鉄によると、今年 6～7 月に実施した排水の水質検査で、県に一部の数値しか報告していなかったことが判明。調べると、排水口から基準値超えのシアン検出が多数あった。

◇労働災害発生状況

＜厚生労働省　2022 年 8 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zaHFwH2oxVHhtxBY

令和４年における労働災害発生状況（速報）　　令和４年８月

表　　業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和４年）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	112	19	2	34	23	34	65	3	0	8	14	4	2	3	0	9	54	6	0	3	0	395
製造業	13	0	1	9	3	4	30	1	0	2	2	2	1	3	0	8	4	0	0	1	0	84
鉱業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
建設業	52	6	0	12	11	16	18	1	0	0	7	2	1	0	0	1	12	0	0	0	0	139

交通運輸事業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3
陸上貨物運送事業	12	0	0	5	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	40
港湾運送業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
林業	1	1	0	1	1	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
農業、畜産・水産業	3	0	0	1	1	0	1	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	11
第三次産業	28	12	1	5	4	3	11	1	0	3	4	0	0	0	0	0	21	5	0	1	0	99
商業	10	4	1	3	2	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	14	1	0	0	0	39
うち小売業	4	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	21
金融・広告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生業	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	7
うち社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	5
接客・娯楽	3	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
うち飲食店	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
清掃・と畜	6	1	0	1	1	0	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	17
警備業	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	11
その他	5	6	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	18

◇その他の事故、事件

・「東京ばな奈」をカビで自主回収　ディズニーリゾートで販売

＜共同通信　2022 年 8 月 18 日＞　https://nordot.app/932978532125114368?c=39546741839462401

オリエンタルランドは 18 日、東京ディズニーリゾート（千葉県浦安市）で販売した「東京ばな奈キャラメルバナナ味」の一部商品にカビが発生したとして、販売済みの 6782 箱を自主回収すると発表した。18 日時点で健康被害の申し出はないという。

対象は外箱や個別の包装にミッキーマウスの絵柄が印刷された 8 個入りで、今月 7～15 日に販売したもの。静岡県で製造され、東京ディズニーランドと東京ディズニーシーで販売しているという。

購入客 2 人が 15 日、カビが発生していると連絡し判明。個別包装の密封が不完全だったとみられ、オリエンタルランドは原因を「調査中だ」と説明している。

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2022 年 8 月 18 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029764/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220818_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：87 件

うち重大事故等として通知された事案：34 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2022 年 8 月 18 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029768/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_220818_02.pdf

1. 事故情報　(1) 事故情報（下記(2)を除く）：３件

(2) 事故情報（食中毒情報）：３件

2. リコール・自主回収情報

(1) リコール・自主回収情報(食品関係)：46件

・食中毒事件一覧速報　　令和４年（2022 年）食中毒発生事例（速報）

＜厚生労働省　2022 年７月 31 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/04.html

病因物質が化学物質とされた食中毒の事例１件が含まれる。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・消防危第 175 号　屋外貯蔵タンク周囲の可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について（令和４年８月４日）

＜総務省消防庁　2022 年８月４日＞　https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/kikenbutu0804.pdf

----＞ *末尾［付録］*

・「令和４年秋の農作業安全確認運動」の実施及び「令和４年秋の農作業安全確認運動推進会議」の開催について

＜農林水産省　2022 年８月 18 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/sizai/220818.html

令和４年秋の農作業安全確認運動：9月1日～10月31日

令和４年秋の重点推進テーマ：春に引き続き「しめよう！シートベルト」

令和４年秋の農作業安全確認運動推進会議につい　　８月 23 日

農林水産省は、農作業死亡事故を減少させるため、９月から 10 月までを農作業安全対策の重点期間として、「令和４年秋の農作業安全確認運動」を実施するとともに、８月 23 日（火曜日）に「令和４年秋の農作業安全確認運動推進会議」を開催します。

毎年約 300 件発生している農作業死亡事故を減少させるため、令和４年 9月から 10月までを農作業安全対策の重点期間として、「令和４年秋の農作業安全確認運動」を実施します。

****

[2] ***［特集］新型コロナウイルス感染症***

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年８月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A-ZXx9Emc8WXVhiRY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年８月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9Zn9-EWQ_WnZimhY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年８月 18 日版）

＜厚生労働省　2022 年８月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zaHFwH2oxVHhsZBY

◇マスコミ報道　見出し

・国内で最多 25 万 5534 人感染　21 道県で更新、新型コロナ

＜共同通信　2022 年８月 18 日＞　https://nordot.app/932961028503306240

・死者数の増加懸念と新型コロナ専門家組織

＜共同通信　2022 年８月 18 日＞　https://nordot.app/932947943288487936

[対策・予防]

◇省庁発表

・一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について更新しました。

＜厚生労働省　2022 年８月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=t1Ljc2WSx3Ej4qQlY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年８月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=W74Pn4l-K53PDknJY

◇**コロナ証明求めないで　厚労省、医療現場負担減**
＜共同通信　2022 年８月 18 日＞　https://nordot.app/932866278978568192?c=39546741839462401
厚生労働省は、新型コロナウイルスの検査結果を証明する書類を巡り、対応する医療現場の負担を軽くするため、企業などが従業員らに提出を求めないよう呼びかけている。流行「第７波」で新規感染者数は高水準が続いており、医療機関や保健所に来訪する人を減らす狙いがある。
　経団連など経済団体に対し、７月末に呼びかけた。８月には自治体にも、地域の企業への周知を求めた。
　呼びかけの対象となるのは、従業員や生徒らが感染して自宅療養を始めたり、待機期間などを終えた感染者や濃厚接触者が職場や学校に復帰したりする場合。

◇**マスコミ報道　見出し**
・医療体制「さらに深刻化懸念」と専門家組織
＜共同通信　2022 年８月 18 日＞　https://nordot.app/932948193206124544
・厚労省「定点把握」検討　お盆影響、感染増加懸念
＜共同通信　2022 年８月 18 日＞　https://nordot.app/932941018004504576?c=39546741839462401
****
[3] **４―メチルベンゼンスルホン酸等に係る消防活動上等の留意事項について**（令和４年８月１日）事務連絡
＜総務省消防庁　2022 年８月１日＞　https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/220801_kiho_169.pdf

事務連絡
令和４年８月１日

各都道府県消防防災主管課
東京消防庁・各指定都市消防本部　　御中

消防庁危険物保安室

４―メチルベンゼンスルホン酸等に係る消防活動上等の留意事項について
（事務連絡）

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の公布について（令和４年８月１日消防危第１５６号）のとおり、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第２号）第２条の表に定める物質として、４―メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤（４―メチルベンゼンスルホン酸５％以下を含有するものを除く。）（以下「４―メチルベンゼンスルホン酸等」という。）が追加されました。
　つきましては、４―メチルベンゼンスルホン酸等に係る消防活動上等の留意事項は下記のとおりですのでお知らせいたします。また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してこの旨を周知されるようお願いします。

記

１　４―メチルベンゼンスルホン酸等は、加熱されることにより人体に有害な蒸気（主に硫黄酸化物（SO２））を発生することが確認されていること。
２　詳細については、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post-94/03/houkokusho.pdf を参照すること。

Cf.　４―メチルベンゼンスルホン酸　　CAS No. ： 104-15-4
****
[4] ***農薬***
◇農薬「メトブロムロン」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2022 年８月９日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20220119018

◇農薬及び動物用医薬品「イソプロチオラン」に係る食品健康影響評価を 公表しました
＜内閣府食品安全委員会　2022 年８月９日＞
http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20220525072

◇登録・失効農薬情報を更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2022 年８月１日＞　http://www.acis.famic.go.jp/toroku/

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2022 年８月 15 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/
****
[5] ***肥料***
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 1323 号）
［官報］　令和４年８月 19 日　本紙　第 800 号　４頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220819/20220819h00800/20220819h008000004f.html
肥料の新規登録 19 件が公示された。
****
[6] ***食品安全衛生関係***
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（スピノサド、スルホキサフロル、ピラフル フェンエチル、ピランテル及びモランテル、ベンチアバリカルブイソプロピル、ポリオキシンＤ亜鉛塩、ポリオキシン複合体、安息香酸）［令和４年８月 10 日生食発 0810 第１号］
＜厚生労働省　2022 年８月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/content/000975149.pdf

生食発０８１０ 第１号
令和４年８月１０日

都道府県知事
各 保健所設置市長　殿
特 別 区 長

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第 13 条第３項の
規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして
厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和４年厚生労働省告示第 248 号）及び食品衛生法第 13 条第３項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（令和４年厚生労働省告示第 249 号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部及び食品衛生法第 13 条第３項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成 17 年厚生労働省告示第 498 号。以下「対象外物質告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第１　改正の概要
１ 規格基準告示関係
以下の品目について、食品中の残留基準値を設定し、又は改正したこと（別紙参照）。

農薬及び動物用医薬品スピノサド、農薬スルホキサフロル、農薬ピラフルフェンエチル、動物用医薬品及び飼料添加物ピランテル及びモランテル、農薬ベンチアバリカルブイソプロピル、農薬ポリオキシンＤ亜鉛塩、農薬ポリオキシン複合体

２ 対象外物質告示関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 13 条第３項に基づき、対象外物質に、安息香酸を追加したこと。

第２　適用期日

告示の日から適用すること。ただし、表１に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して１年を経過した日から適用することとし、表２に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から１年以内に限り、「ピランテル及びモランテル」にあっては改正前の「ピランテル」又は「モランテル」、「ポリオキシンＤ亜鉛塩」及び「ポリオキシン複合体」にあっては改正前の「ポリオキシン」における同食品の残留基準値として、なお従前の例によることができること。

また、「ポリオキシン複合体」にあっては、すいか、メロン類果実及びみかんの検査部位が改正前の「ポリオキシン」から変更となるため、告示の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができること。

◇特定保健用食品の表示許可について

＜消費者庁　2022 年 8 月 18 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029745/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_220818_02.pdf

表示許可された食品：2 件

・ＣＯ・ＯＰヘルシーリセッタ　日清オイリオグループ 株式会社　食用調理油 中鎖脂肪酸

・リカルデント フルーツア ソートガム マスカット＆グ レープフルーツ　モンデリーズ・ジャパン 株式会社　チューインガ ム CPP-ACP（Ca として）

◇食品安全情報(化学物質)No.16(2022)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2022 年 8 月 4 日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202216c.pdf

別添　→ http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202216ca.pdf

---

◇食品安全関係情報を更新しました

（最新 2 週間（令和 4 年 7 月 2 日～令和 4 年 7 月 14 日）の海外情報はこちらから）

＜内閣府食品安全委員会　2022 年 8 月 1 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2022&from_month=7&from_day=2&to=struct&to_year=2022&to_month=7&to_day=14&max=100

◇「誰もが食べている化学物質～食品の加工貯蔵中の化学変化の安全性～（20140731)」の動画を公開しました［YouTube］

＜内閣府食品安全委員会　2022 年 8 月 4 日＞　https://www.youtube.com/watch?v=AcAK4U4hj1w

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇既存配管使い水素パイプライン　脱炭素に貢献、安全対策へ実証―ＮＴＴ

＜時事ドットコム　2022 年 8 月 19 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022081800616&g=eco

ＮＴＴは、既存の地下配管を活用した水素パイプラインの実現に向けて実証事業に乗り出す。産業技術総合研究所、豊田通商と共同で安全対策を検証する。燃やしても二酸化炭素（ＣＯ２）を出さない水素はクリーンなエネルギーとして期待が大きい。水素の新たな輸送手段として、全国に張り巡らされた電話線の配管を生かした供給網が誕生するかもしれない。

国内では、高圧ガスや液化水素による車両輸送が普及している。ただ、輸送や圧縮・液化にはエネルギーが必要で、大量輸送の面でも十分とは言えない。一方、パイプラインは大量・安定輸送に適しているが、新設するには多くの時間と費用がかかる。

ＮＴＴなどが取り組むのは、既設の配管内に水素用の管を通してパイプラインにする手法だ。通信ケーブルの管路は約６２万キロメートルで、中には予備として使っていない配管もあり、有効活用が可能だ。実証事業に臨むＮＴＴアノードエナジー（東京）は「初期コストを大きく下げられる」と自信を示す。

実証では、水素輸送を実現する上で必要な安全性の確保に取り組む。福島県に実証用の模型を構築し、水素に反応する光ファイバーの性質を生かした漏えい検知システムや、人工知能（ＡＩ）を使った異常の予知などを検証する。展示用のモデル事業も別途検討する。

実証は、新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）からの委託調査として行う。ＮＥＤＯは実証結果を新たな研究開発や安全基準などのルール作りに生かす。ただ、実用化には法律の整備なども必要で、パイプラインの実現は少し先の話になりそうだ。

◇空調機のアルミ材活用推進　パナソニックが保証、銅の代替

＜共同通信　2022 年 8 月 18 日＞　https://nordot.app/932878988107644928?c=39546741839462401

パナソニックとアルミ配管設備工業会（東京）が、空調用冷媒配管の部材にアルミニウムを使う取り組みを始めた。これまでは銅製が一般的だったが、脱炭素社会の実現に向け電気自動車（EV）や洋上風力発電の導入が進む中、モーターや発電機の部材となる銅の不足が懸念される。銅価格は上昇傾向にあり、アルミで代替することで安定調達を図る。

同工業会はこのほどアルミ配管を規格化した。パナソニックは同社の空調機器を導入するビル所有者などの顧客に対し、メーカーとしてアルミ配管も一定の条件下で保証する。

****

[8] ***環境安全関係***

◇ＪＲＥ酒田風力発電所更新計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2022 年 8 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/111050_00014.html

---

◇中部国際空港滑走路増設事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2022 年 8 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/111050_00013.html

---

◇（仮称）菅生太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2022 年 8 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/111050_00012.html

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度環境保全研究費補助金の２次公募について（締切延長）

＜環境省　2022 年 8 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00439.html

---

◇食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案等（Ｌ－酒石酸カルシウム等関係）に関する御意見の募集について

＜厚生労働省　2022 年 8 月 9 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220125&Mode=0

◇フルミオキサジンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について

＜内閣府食品安全委員会　2022 年 8 月 10 日＞

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_no_flumioxazin_040810.html

---

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等に対する意見募集について

＜経済産業省　2022 年 8 月 9 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595122058&Mode=0

[公募結果、意見募集結果]

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（スピノサド等７品目）の残留基準の設定又は改正）及び「食品衛生法第 13 条第３項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（案）」に関する御意見の募集について寄せられた御意見について
＜厚生労働省　2022 年８月 10 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220028&Mode=1

◇「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（案）」に対する意見募集の結果について
＜環境省　2022 年８月５日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195210105&Mode=1

◇危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果について
＜総務省消防庁　2022 年８月１日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=860202201&Mode=1

[調査結果]
◇特定機能病院に対する立入検査結果について（令和３年度）
＜厚生労働省　2022 年８月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3bHV0G241UHxocBY

◇医療法第 25 条に基づく病院に対する立入検査結果について（令和元年度）
＜厚生労働省　2022 年８月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3bHV0G241UHxoQBY
****
[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
[開催案内]
・食品安全委員会 動物用医薬品専門調査会（第２５５回）の開催について　　８月２９日
＜内閣府　2022 年８月 18 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/annai/doubutu_annai_255.html
（１）動物用医薬品（シフェノトリン）に係る食品健康影響評価について
（２）その他
・食品安全委員会 動物用医薬品専門調査会（第 254 回）の開催について　　８月 29 日
＜内閣府　2022 年８月 18 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/doubutu/annai/doubutu_annai_254.html
（１）動物用医薬品（ヒドロコルチゾン）に係る食品健康影響評価について
（２）その他
・食品安全委員会 遺伝子組換え食品等専門調査会（第２２７回）の開催について　　８月２６日
＜内閣府　2022 年８月 18 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_227.html
（１）遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価について
・JPBL013 株を利用して生産された α-アミラーゼ
・DHA 産生及び除草剤グルホシネート耐性キャノーラ（NS-B50027-4）（食品・飼料）
（２）その他
・シンポジウム「改正温対法に基づく再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニングの活用について」の開催について
９月１日
＜環境省　2022 年８月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/111050_00015.html
基調講演、話題提供、パネルディスカッション
・新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の担い手を確保するための対応の在り方等に関する検討会（開催案内）　　８月 23 日
＜厚生労働省　2022 年８月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_ZH18E2Y9WHRgWBY
新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の担い手を確保するための対応の在り方等に関する

検討会について（予定）
・薬事・食品衛生審議会　医薬品等安全対策部会（ペーパーレス）を開催します　　８月 23 日
＜厚生労働省　2022 年８月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=AeRVxdMkcceVVBGTY
議題１．一般用医薬品のリスク区分について
・中央環境審議会循環型社会部会（第 43 回）の開催について　　８月 25 日
＜環境省　2022 年８月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/111170_00001.html
（１）第四次循環型社会形成推進基本計画の第２回点検及び循環経済工程表の策定について
（２）その他
・大学研究力強化委員会（第８回）の開催について　　８月 31 日
＜文部科学省　2022 年８月 18 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjzac8wzw6615bE
1. 大学研究力強化に向けた取組について
2. その他
・NanoTerasu（次世代放射光施設）の利活用の在り方の関する有識者会議　（第１回）を開催します　　８月 25 日
＜文部科学省　2022 年８月 18 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjzac8wzw6615bH
1. 有識者会議の設置及び運営要領について【非公開】有識者会議の設置及び運営要領について【非公開】
2. NanoTerasu に係る取組状況について
3. その他

[開催記録、報告、資料等]
・「第 13 回ペータースベルク気候対話」の結果について　　７月 18 日～19 日、ドイツ・ベルリン
＜環境省　2022 年８月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00326.html
****

[11] *海外の化学物質管理情報*　＊ 化学物質国際対応ネットワークマガジン 第 116 号 2022 年８月 17 日から
その他：NITE 化学物質管理関連情報　第 597 号　2022 年８月 18 日　から

〇欧州
・欧州における最新動向 ＊
（１）ECHA が、規制ニーズのある化学物質の 2027 年評価完了に向けて進捗を報告
欧州化学物質庁（ECHA）は、規制ニーズのある化学物質の評価（assessment of regulatory needs）について、生産量が年間 1 トン以上の全ての登録物質を対象に 2027 年までに評価を完了すべく進めています。これらの評価結果は Chemical Universe と呼ばれるマッピングツールで分類されており、2021 年には、規制カテゴリとして分類されていない 250 の高生産量（年間 100 トン以上）化学物質や約 530 の低生産量（年間 1 トン以上 100 トン未満）化学物質の評価が行われました。
ECHA は 2021 年 12 月に第 1 回評価結果を公表しており、2022 年後半に発行される ECHA の統合規制戦略の年次報告書では、マッピングプロセスの詳細な分析結果や推奨される規制措置が報告される予定です。
ECHA News（英語）
https://echa.europa.eu/-/mapping-of-potentially-harmful-chemicals-on-target-to-meet-2027-goal
ECHA　Chemical Universe（英語）
https://echa.europa.eu/universe-of-registered-substances
ECHA　「規制ニーズの評価」プールリスト（英語）
https://echa.europa.eu/assessment-regulatory-needs
（２）ECHA が、REACH 認可対象物質リストに５物質を追加
ECHA は、生殖毒性、発がん性または内分泌かく乱性があることから、新たに５つの物質を高懸念物質（SVHC）として特定し、2019 年に欧州委員会にそれらを REACH 規則の認可対象物質に追加するよう勧告をしました。その結果、今回、認可対象物質に追加されました。
追加された物質は以下となります。これにより、認可対象物質として登録されている物質は 59 物質になります。
1. Tetraethyllead（TEL）（EC 番号：201-075-4、CAS 番号：78-00-2）
2. 4,4'-bis(dimethylamino)-4''-(methylamino)trityl alcohol [with ? 0.1% w/w of Michler's ketone（EC 番号：202-027-5）

or Michler's base (EC 番号：202-959-2)] (EC 番号：209-218-2、CAS 番号：561-41-1)
3. Reaction products of 1,3,4-thiadiazolidine-2,5-dithione, formaldehyde and 4-heptylphenol, branched and linear (RP-HP) [with ? 0,1% w/w 4-heptylphenol, branched and linear (4-HPbl)] (EC 番号：なし、CAS 番号：なし)
4. 2-ethylhexyl 10-ethyl-4,4-dioctyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate (DOTE) (EC 番号：239-622-4、CAS 番号：15571-58-1)
5. Reaction mass of 2-ethylhexyl 10-ethyl-4,4-dioctyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate and 2-ethylhexyl 10-ethyl-4-[[2-[(2-ethylhexyl)oxy]-2-oxoethyl]thio]-4-octyl-7-oxo-8-oxa-3,5-dithia-4-stannatetradecanoate (reaction mass of DOTE and MOTE) (EC 番号：なし、CAS 番号：なし)
ECHA News (英語)
https://echa.europa.eu/-/five-substances-added-to-reach-authorisation-list
（３）欧州 PIC 規則に 22 の有害化学物質が追加、輸出業者は 7 月から通知が必要
欧州委員会は、欧州 PIC（事前のかつ情報に基づく同意の手続き）規則を改正し、輸出通知及び輸入国からの明示的な同意が必要となる化学物質を掲載した「PIC 付属書 I」と輸出を禁止する化学物質及び品目を掲載する「PIC 付属書 V」を更新しました。
EU の輸出業者は、この改正にしたがい、22 の化学物質を輸出する意思について通知を行う必要があります。また、同改正で、4 つの化学物質の輸出が禁止されました。同規則の改正は、2022 年 4 月 20 日に公表され、2022 年 7 月 1 日に適用が開始されます。
追加された 22 の物質には、15 の農薬及び 7 の工業用化学物質が含まれており、成分としてベンゼンを重量比 0.1%超の濃度で含むすべての物質が含まれています。
輸出通知と同様、これら化学物質のほとんどは、輸出前に輸入国からの明示的な同意も必要となり、以前は輸出届出のみの対象であった 5 つの物質についても、同意が必要となります。
同改正に伴い、IT ツール「ePIC」の更新が行われ、企業が輸出通知を行うことがすでに可能になっています。
ECHA News (英語)
https://echa.europa.eu/-/22-harmful-chemicals-added-to-pic-exporters-must-notify-from-july
ECHA　PIC 付属書 I、V (英語)
https://echa.europa.eu/information-on-chemicals/pic/chemicals
ECHA　PIC 付属書 V パート 2 (英語)
https://echa.europa.eu/information-on-chemicals/pic/annex-v-part-2
ECHA　ePIC (英語)
https://echa.europa.eu/support/dossier-submission-tools/epic
（４）ECHA が、高懸念物質（SVHC）の候補リストに１物質を追加
ECHA は、6 月 10 日、SVHC 候補リストに 1 物質、N-(hydroxymethyl)acrylamide (EC 番号：213-103-2、CAS 番号：924-42-5) を追加しました。
N-(hydroxymethyl)acrylamide は、がんまたは遺伝的欠陥を引き起こす可能性があることを理由に高懸念物質（SVHC）の候補リストに追加されました。同物質は、主にポリマーに使用され、他の化学物質、織物、皮革または毛皮の製造に使用されます。
高懸念物質（SVHC）の候補リストには、現在、人や環境に害を及ぼす可能性のある 224 の化学物質がエントリされています。企業はこれら化学物質のリスクを管理する責任があり、顧客や消費者に化学物質を安全に使用するために十分な情報を提供する必要があります。
ECHA News (英語)
https://echa.europa.eu/-/one-hazardous-chemical-added-to-the-candidate-list
（５）ECHA が、300 の有害化学物質に対し、即時のリスク管理を提案
2022 年 6 月 17 日、ECHA の統合規制戦略（Integrated Regulatory Strategy）に基づく第４次報告書が発表され、懸念物質に対する規制措置の必要性を特定するペースの加速に大きな進展があったことが報告されました。
当局の作業は、化学物質のグループ評価により加速され、2021 年には 1,900 物質の評価が完了しました。これらのうち約 300 の物質については、リスク管理措置がすぐに開始される可能性があります。
しかし、リスク管理措置を開始する前に有害性を確認する必要があり、多くの場合、さらに多くのデータを必要とします。企業は古いデータに基づいて規制措置が計画されること避けるために、最新の情報で積極的に登録を更新する必要があります。

同報告書はまた、調和のとれた分類と表示（CLH）を必要とする物質の急激な増加を強調しており、その数は 2020 年と比較し、2021 年には 3 倍になっています。CLH は多くの場合、さらなる規制措置を進めるための前提条件であるため、これらの物質の規制の未対応を回避するため、当局は十分なリソースを投入し、提案の準備を開始する必要があります。現時点で約 1,300 の高生産量物質（年間 100 トン以上）の規制必要性について、評価が行われていない状況にあります。

ECHA News（英語）

https://echa.europa.eu/-/immediate-risk-management-suggested-for-300-harmful-chemicals

ECHA　統合規制戦略に基づく第４次報告書（英語）

https://echa.europa.eu/documents/10162/5641810/irs_annual_report_2021_en.pdf

・Commission consults citizens and stakeholders on possible EU Soil Health Law

＜欧州委員会(EC)　2022 年 8 月 2 日＞

https://environment.ec.europa.eu/news/commission-consults-citizens-and-stakeholders-possible-eu-soil-health-law-2022-08-02_en

標記に関する情報が公開された。オンライン協議を通じた意見募集は 2022/10/24 まで。

・SCHEER - Final Opinion on "Draft Environmental Quality Standards for Priority Substances under the Water Framework Directive" - Diclofenac

＜欧州委員会(EC)　2022 年 8 月 3 日＞

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-final-opinion-draft-environmental-quality-standards-priority-substances-under-water-framework-2022-08-03_en

標記に関する SCHEER（Scientific Committee on Health, Environmental and Emerging Risks）の最終意見が公表された。

・Safety of children's products (excluding toys) - requirements to be met by European standards

＜欧州委員会(EC)　2022 年 8 月 5 日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12841-Safety-of-childrens-products-excluding-toys-requirements-to-be-met-by-European-standards_en

標記の決議案について意見募集が開始された。期限は 2022/09/02 まで。

・SCHEER - Final Opinion on "Draft Environmental Quality Standards for Priority Substances under the Water Framework Directive" - Cypermethrin

＜欧州委員会(EC)　2022 年 8 月 10 日＞

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-final-opinion-draft-environmental-quality-standards-priority-substances-under-water-framework-2022-08-10_en

標記に関する SCHEER の最終意見が公表された。

・SCHEER - Minutes of the Working Group meeting on Titanium dioxide in toys of 20 July 2022

＜欧州委員会(EC)　2022 年 8 月 10 日＞

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-minutes-working-group-meeting-titanium-dioxide-toys-20-july-2022-2022-08-10_en

標記に関する SCHEER の作業部会の議事録が掲載された。

・Dangerous substances - List of authorisation decisions taken by the EEA EFTA States in accordance with article 64(8) of regulation (EC) 1907/2006 (REACH) in the second half of 2021 2022/C 306/07 Subcommittee I on the free movement of goods (Text with EEA relevance)

＜欧州委員会(EC)　2022 年 8 月 11 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/AUTO/?uri=CELEX:E2022G0811(03)&qid=1660272609591&rid=1

2021 年下半期に EEA EFTA 加盟国が、REACH 規則に従って行った 認可決定のリストが公表された。

・G/TBT/N/EU/916

Draft COMMISSIONIMPLEMENTINGREGULATION(EU).../...laying Down rules for the application of Regulation (EU) 2017/745 of the European Parliament and of the Council as regards reclassification of groups of certain active products without an intended medical purpose

＜欧州委員会(EC)　2022 年 8 月 12 日＞　https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F916
標記の欧州委員会施行規則案が WTO/TBT 通報された。意見募集は 2022/10/11 まで。
・ECHA Weekly - 3 August 2022
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 8 月 3 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-200
〇REACH：Assessment of substance group published
Acyl glycinates および sarcosinates について
〇REACH：Reminder: Have your say on the proposed restriction of PFASs in firefighting foams
意見募集について(2022/09/23 まで)
〇CLP：New proposals and intentions to harmonise classification and labelling
新たな提案意向の 3 物質、提案書提出の 2 物質について
〇Events：Register for the Annual Forum on Endocrine Disruptors
標記のフォーラムについて（開催日は 2022/09/21～22）
〇Events：Workshop on implications of using trivalent chromium in functional plating with decorative character
標記のワークショップについて（開催日は 2022/10/10）
・Harmonised classification and labelling consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 8 月 8 日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation
5 物質群について CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示（CLH）案が公開された。 意見募集は 2022/10/07 まで。
・ECHA Weekly - 10 August 2022
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 8 月 10 日＞
https://www.echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-203
〇Cancer-causing PAHs further restricted in rubber granules
８件の PAH（poly aromatic hydrocarbons）の閾値引下げ（20mg/kg）について
〇REACH：Updated intention to identify substances of very high concern
Perfluoroheptanoic acid and its salts の SVHC 提案の意図について
〇REACH：Assessment of substance group published
Chlorinated trialkylphosphates の新規評価レポートの発行について
〇Biocides：Treated articles: List of allowed substances updated
許可物質リストの更新について
〇Biocides：List of active substance suppliers updated
許可サプライヤーリストの更新について
〇Biocides：Open invitation to notify Glucoprotamin for product-type 2 and 4
Review Programme への掲載継続に関する意見募集について（2023/08/04 まで）

〇米国

・Significant New Uses of Chemical Substances; Updates to the Hazard Communication Program and Regulatory Framework; Minor Amendments to Reporting Requirements for Premanufacture Notices; Correction
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 2 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/02/2022-16464/significant-new-uses-of-chemical-substances-updates-to-the-hazard-communication-program-and
重要新規利用（SNUR）および製造前届出（PMN）に関する最終規則について、更なる軽微な修正が官報公示された。発効日は 2022/09/06。
〇WTO/TBT 通報
https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1171%2FAdd.2%2FCorr.1
・Implementing Statutory Addition of Certain Per- and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS) to the Toxics Release Inventory

Beginning With Reporting Years 2021 and 2022; Correction
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 2 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/02/2022-16495/implementing-statutory-addition-of-certain-per--and-polyfluoroalkyl-substances-pfas-to-the-toxics
5 つの PFAS を TRI（Toxic Release Inventory：有害化学物質排出目録）に追加して報告対象とする最終規則について、更なる軽微な修正が官報公示された。 発効日は 2022/8/17。
〇WTO/TBT 通報
→ https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1897%2FCorr.1
・G/TBT/N/USA/1907
Protection of Stratospheric Ozone: Listing of Substitutes Under the Significant New Alternatives Policy Program in Refrigeration, Air Conditioning, and Fire Suppression
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 2 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1907
標記に関する提案規則が WTO/TBT 通報された。意見募集は 2022/09/12 まで。
・ICYMI: TRI Released 2021 Preliminary Dataset, Training Video, Press Resource
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 3 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/icymi-tri-released-2021-preliminary-dataset-training-video-press-resource
標記の有害化学物質排出目録（TRI：Toxic Release Inventory）制度に関する情報が掲載された。
・EPA Launches Community Engagement Efforts on New Ethylene Oxide Risk Information
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 3 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-launches-community-engagement-efforts-new-ethylene-oxide-risk-information
標記に関する取り組みを開始したことが公表された。商業用滅菌器から放出される ethylene oxide (EtO)に関して、2022/08/10 にウェビナーが開催される。
・EPA Issues Guidance to Help Communities Locate Lead Pipes that can Contaminate Drinking Water
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 4 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-issues-guidance-help-communities-locate-lead-pipes-can-contaminate-drinking-water
標記に関するガイダンスが公開された。
・EPA Kicks Off Tour of Iconic Waters, Celebrating the 50th Anniversary of the Clean Water Act
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 5 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-kicks-tour-iconic-waters-celebrating-50th-anniversary-clean-water-act
・Addition of Diisononyl Phthalate Category; Community Right-to-Know Toxic Chemical Release Reporting
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 8 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/08/2022-16908/addition-of-diisononyl-phthalate-category-community-right-to-know-toxic-chemical-release-reporting
標記の提案規則が官報公示された。意見募集は 2022/10/07 まで。
〇ニュースリリース　→
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-releases-proposed-rule-requiring-tri-reporting-dinp
〇WTO/TBT 通報（意見募集は 2022/10/07 まで）　→
https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1909
・Spring 2022 Unified Agenda of Regulatory and Deregulatory Actions
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 8 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/08/2022-14612/spring-2022-unified-agenda-of-regulatory-and-deregulatory-actions
標記の半期アジェンダが官報公示された。

・EPA Updates Safer Chemical Ingredients List

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 11 日＞

https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-updates-safer-chemical-ingredients-list-0

・Proposed Information Collection Request; Comment Request; Data Requirements Rule for the 1-Hour Sulfur Dioxide Primary National Ambient Air Quality Standard (NAAQS) Information Request (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 11 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/11/2022-17267/proposed-information-collection-request-comment-request-data-requirements-rule-for-the-1-hour-sulfur

標記に関する更新案が官報公示された。意見募集は 2022/10/11 まで。

・Statement by Administrator Regan on the Passage of the Inflation Reduction Act of 2022

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 12 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/statement-administrator-regan-passage-inflation-reduction-act-2022

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Establishing No-Discharge Zones (NDZs) Under Clean Water Act Section 312 (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 12 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/12/2022-17385/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-establishing

標記に関する情報収集要求（ICR）延長案が官報公示された。 船舶からの処理済み及び未処理の下水排出禁止水域と排水基準に関するもの。 意見募集は 2022/09/12 まで。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Assessment of Environmental Performance Standards and Ecolabels for Federal Procurement (Reinstatement)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 12 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/12/2022-17386/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-assessment

標記の通知が官報公示された。意見募集は 2022/09/12 まで。

・Certain New Chemicals or Significant New Uses; Statements of Findings for March 2022 and April 2022

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 12 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/12/2022-17393/certain-new-chemicals-or-significant-new-uses-statements-of-findings-for-march-2022-and-april-2022

TSCA に基づき 2022/03/01～2022/04/30 に届出された PMN/SNUN/MCAN のうち、リスクを呈する可能性が低いと判定したものについて官報公示された。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NESHAP for Inorganic Arsenic Emissions From Primary Copper Smelters (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 12 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/12/2022-17395/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-neshap-for

標記の通知が官報公示された。意見募集は 2022/09/12 まで。

・The Hazardous Waste Electronic Manifest (e-Manifest) System Advisory Board; Notice of Public Meeting

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 12 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/12/2022-17401/the-hazardous-waste-electronic-manifest-e-manifest-system-advisory-board-notice-of-public-meeting

標記のバーチャル公開会合の通知が官報公示された。開催日は 2022/10/04～06。 会合中にコメントするには 2022/09/27 までに登録が必要。

・Semiannual Regulatory Agenda

＜米国消費者製品安全委員会（US CPSC）　2022 年 8 月 8 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/08/2022-14617/semiannual-regulatory-agenda

標記の半期アジェンダが官報公示された。意見募集は 2022/09/07 まで。
・CPSC Roundtable on the Freedom of Information Act
＜米国消費者製品安全委員会（US CPSC） 2022 年 8 月 9 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/09/2022-17040/cpsc-roundtable-on-the-freedom-of-information-act
標記のフォーラムの開催が官報公示された。開催日は 2022/09/20。 参加登録の期限は、討論者の場合は 2022/09/12 まで、オンラインオブザーバーの場合は 2022/09/19 まで。
・アメリカ国立科学財団、猛暑と大気汚染が重なると死亡リスクが急増と報告 （発表日：2022.07.28）
＜環境展望台：国立環境研究所＞ https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=34137

〇カナダ

・カナダにおける最新動向 ＊
（１）消費者向け製品に含まれる化学物質の表示義務化と、サプライチェーンの透明性の向上に関する協議を開始
カナダの環境・気候変動省スティーブン・ギルボルト（Steven Guilbeault）大臣及び保健省ジャンイヴ・デュクロ（Jean-Yves Duclos）大臣は、2022 年 3 月 4 日、化粧品、クリーニング製品、布張り家具の難燃剤を含む特定の消費者製品のラベル表示の改善と義務付けに関する全国協議の開始を発表しました。同協議では、製品サプライチェーンにおける化学物質に関する情報を改善するために政府がどのように行動できるかについても意見を求めます。同協議は、一連のワークショップと対話形式のイベントを通じて実施され、化粧品規制の修正案を 2022 年夏までに公表する予定です。
政府は、既に化粧品中に含まれる香料アレルゲンのより明確な表示を要求する措置をとっており、同追加措置には、2022 年夏までに、布張り家具の難燃剤を含む消費者製品に含まれる有害物質の表示に関する通知の発行が含まれます。政府は引き続き、化学物質管理計画の下で難燃剤の評価と管理を優先する予定です。
また、消費者、企業、および政府の利益のため、サプライチェーン全体で消費者製品に含まれる化学物質に関する情報の入手可能性を改善するための一連の政策行動を概説する、より広範な戦略を 2023 年に策定し公表する予定です。これら行動には、法律や規制、および自発的かつ共同のイニシアチブが含まれる可能性があります。
カナダ政府 News（英語）
https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/news/2022/03/launching-consultations-on-mandatory-labelling-for-chemicals-in-consumer-products-like-cosmetics-and-cleaning-products-and-better-supply-chain-tran.html

・An order amending the Domestic Substances List to apply the Significant New Activity (SNAc) provisions of the Canadian Environmental Protection Act, 1999 to monoglyme was published.
＜カナダ 2022 年 8 月 3 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/ethylene-glycol-ethers-group.html
1999 年カナダ環境保護法の重要な新規活動(SNAc)条項を monoglyme に適用するために国内物質リストを修正する命令が発行された。
・The Guidance document on the Formaldehyde Emissions from CompositeWood Products Regulations was published.
＜カナダ 2022 年 8 月 12 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/other-chemical-substances-interest/formaldehyde.html
標記に関するガイダンスが公開された。ガイダンス文書 →
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan/initiatives/guidance-document-formaldehyde-emissions-composite-wood-products-regulations.html
・カナダ環境・気候変動省、プラスチック廃棄物ゼロに向け新たな措置を協議 （発表日：2022.07.25）
＜環境展望台：国立環境研究所＞ https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=34101
・カナダ環境・気候変動省、プラスチックごみゼロへ向け、表示新規則と製造 業者の登録簿を提案（カナダ／2022.07.25 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構 2022 年 8 月 10 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=47730&oversea=1

○中国

・中国における最新動向　＊

（１）新汚染物質管理行動計画の公表

2021 年 10 月 11 日にパブリックコメント版が公表されていた新汚染物質管理行動方案の最終版が、国務院の承認により 2022 年 5 月 24 日に公表されました。同行動方案は、残留性有機汚染物質、内分泌かく乱物質、国際条約で規制されている抗生物質を含む、新規汚染物質の管理を強化し、生態環境の安全と人々の健康を効果的に確保することを目的としています。同行動方案は、以下の内容で構成されています。

1.　一般要件
　(1)　指導理念
　(2)　行動原理
　(3)　主な目的
2.　アクション
　(1)　法規制を整備し、新たな汚染物質管理体制を確立・改善
　(2)　新規汚染物質の環境リスク状況を評価するための調査とモニタリングの実施
　(3)　新規汚染物質の発生を防ぐための厳格な発生源管理
　(4)　工程管理を強化し、新規汚染物質の排出を削減
　(5)　最終処理を強化し、新規汚染物質による環境リスクを低減
　(6)　能力開発を強化し、新規汚染物質処理の基盤を強化
3.　安全対策
　(1)　組織のリーダーシップを強化
　(2)　監督と法執行を強化
　(3)　設備投資のチャネルを拡大
　(4)　広報と指導を強化

生態環境部　News（中国語）
https://www.mee.gov.cn/zcwj/gwywj/202205/t20220524_983032.shtml

---

○台湾

・G/TBT/N/TPKM/500
Proposal for Legal Inspection Requirements for Water Filters (Purifiers)
＜台湾　2022 年 8 月 11 日＞　https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FTPKM%2F500
標記の通知が WTO/TBT 通報された。意見募集は 2022/10/10 まで。

○オーストラリア

・Amendment of chemical names - 1 August 2022
＜オーストラリア　2022 年 8 月 1 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/amendment-chemical-names-1-august-2022
インベントリー収載の 2 物質について、名称と CAS 登録番号が修正された。
・Variation of Inventory listing following evaluation - 1 August 2022
＜オーストラリア　2022 年 8 月 1 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/variation-inventory-listing-following-evaluation-1-august-2022
インベントリー収載物質の情報要件が変更された。 対象物質は、1-Propene, 2,3,3,3-tetrafluoro-。掲載日は 2022/08/29。

○フィリピン

・G/TBT/N/PHL/292

"Updated Guidelines on Product Information File (PIF) for Cosmetic Products Repealing FDA Circular No.2018-001"Reiterating the MandatoryImplementationofArticle8oftheASEAN Cosmetic Directive 'Product Information'""
＜フィリピン　2022 年 8 月 11 日＞　https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FPHL%2F292
標記に関する WTO/TBT 通報が掲載された。化粧品製品情報ファイルの ガイドラインの更新について。意見募集は 2022/08/11 まで。

○韓国

・韓国における最新動向　＊

（１）環境政策基本法を含む 14 の環境関連法案が国会を通過

韓国環境部は、「環境政策基本法」や「下水道法」など 14 の環境関連法案（改正案）が、2022 年 5 月 29 に国会本会議を通過したと発表しました。

今回、国会本会議を通過した法案は以下となります。

1. 環境政策基本法
2. 下水道法
3. 環境教育の活性化及び支援に関する法律
4. 環境汚染施設の統合管理に関する法律
5. 野生生物保護及び管理に関する法律
6. 自然環境保全法
7. 国立公園公団法
8. 河川法
9. 残留性汚染物質管理法
10. 微細粉塵提言及び管理に関する特別法
11. 自然公園法
12. 電気・電子製品及び自動車の資源循環に関する法律
13. 大気環境保全法
14. アスベスト安全管理法

特に化学物質に関連する法律として、「環境汚染施設の統合管理に関する法律」は、今回の改正により環境影響は大きいものの統合許可対象に含まれていない業種を追加できるようになり、統合管理事業場における原料投入から汚染物質排出までの全工程を専門的かつ統合的に管理できる体系が用意されました。

また、「残留性汚染物質管理法」は、ダイオキシンなど現行の汚染物質排出許容基準に違反して改善命令を受けた事業者がこれに従わない場合、当該施設の使用を停止することが可能になるよう改正されています。

今回可決された法案（改正法案）は、国務院などで採決され、公布後の 2024 年 1 月 1 日より施行される予定です。

環境部　News（韓国語）
http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=150&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=10525&orgCd=&boardId=1528115&boardMasterId=1&boardCategoryId=39&decorator=

・韓国環境部、バイオプラスチック生産微生物の分離に成功したと発表　（発表日：2022.07.22）
＜環境展望台：国立環境研究所＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=34100

○ベトナム

・ベトナムにおける最新動向　＊

（１）ベトナムの化学産業発展のための戦略

ベトナム国のレ・バン・タン（Le Van Thanh）副首相は、2022 年 6 月 16 日、2040 年までのビジョンを含む 2030 年までのベトナムにおける化学産業の発展のための戦略を承認する首相決定（726/QD-TTg）に署名しました。今回発表された戦略は、化学産業の急速かつ持続可能な開発、最新技術の適用、環境への配慮、グリーン成長と循環経済に向けたものです。

同戦略の目標として、2030 年までの期間、化学産業の平均成長率として、年間 10～11%を達成し、業界全体に占める化学産業

の割合を 2030 年までに約 4～5%を達成するとしています。また、2040 年までの期間、化学産業の成長率を年平均 7～8%、産業全体に占める化学産業の割合は、約 4～5%を維持します。

同戦略によると、ベトナムの化学産業は、(1)肥料、(2)殺虫剤、(3)製薬化学品、(4)石油化学製品、(5)基礎化学品（爆発性前駆体および産業用爆発物を含む）、(6)ゴム製品、(7)電気化学、(8)洗剤、(9)塗料・インク、(10)産業ガスを含む 10 のサブセクターにおいて、より完全な産業構造を持つ基本的かつ近代的な産業に向けて発展を目指しています。これは、基礎化学品、石油化学製品、工業用ゴム、製薬化学、肥料など、多くの主要なサブセクターの開発戦略に焦点を当てています。

化学産業を各地域及び地方の利点に合わせ、行政の境界による分散をせず、集約化の方向に発展させ、環境保護、国防、セキュリティの要件を確保します。工業団地や集積地、大規模なケミカルコンビナートを誘致する化学品製造プロジェクト、様々な分野で化学品を使用して生産するプロジェクト、その他、土地資金が十分にある場所、住宅地から遠く離れた場所、深水港の近隣に化学品物流センターを形成し、効果的にプロジェクトの推進を行うこととしています。

ベトナム商工省化学物質庁（VINACHEMIA）　News（ベトナム語）

http://www.cuchoachat.gov.vn/tin-tuc/chien-luoc-phat-trien-nganh-cong-nghiep-hoa-chat-viet-nam.html

****

[12] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・米、サル痘ワクチン前倒し配布　感染拡大続く

＜共同通信　2022 年８月 19 日＞　https://nordot.app/933093586915377152?c=39546741839462401

****

[付録]

◇消防危第 175 号　屋外貯蔵タンク周囲の可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について（令和４年８月４日）　*上記［1］関係*

＜総務省消防庁　2022 年８月４日＞　https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/kikenbutu0804.pdf

消防危第175号

令和４年８月４日

各都道府県消防防災主管部長

東京消防庁・各指定都市消防長　殿

消防庁危険物保安室長

屋外貯蔵タンク周囲の可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する

運用について（通知）

プラント内の危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所（以下「危険区域」という。）の設定等については、「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」（平成31年４月24日付け消防危第84号。以下「84号通知」という。）により運用をお願いし、「危険物施設における防爆ガイドラインの活用等について（情報提供）」（令和３年３月30日付け事務連絡）及び「防爆ガイドラインの解説書について（情報提供）」（令和３年３月31日付け事務連絡）により情報提供しているところですが、84号通知で示している「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」は危険区域を精緻に設定できるものの、設備ごとに複雑な計算等を行う必要があります。

このことから、消防庁では「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」を開催し、比較的単純な構造物で類型化が容易であり、高所の点検等において防爆構造を有しないドローン等の機器の活用が期待される屋外貯蔵タンクについて、可燃性蒸気を実測して評価し、危険区域を具体的に示すことを目指して検討しました。

今般、その検討結果を踏まえ、屋外貯蔵タンク周囲の危険区域について、84号通知等による運用に加え、下記のとおり取りまとめましたので、貴職におかれましては、当該留意事項について、危険物施設の関係者への周知をお願いします。

なお、本通知については、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課の確認済みである旨申し添えます。

各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

１ 危険区域の範囲

次の要件に適合する屋外貯蔵タンクの周囲（屋外貯蔵タンク上部及び防油堤内のうち水切り作業時の排水が残留している可能性のある溜めます内部を除く。（図１参照））については、危険物の規制に関する政令第24条第１項第13号に規定する「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」（危険区域）に該当しないものとする。

（１）危険物の受払いや水切り作業等の特別な作業が行われておらず、貯蔵のみを行っている状態であること。

（２）実際にドローンその他の非防爆構造の電気設備・器具を使用する場合の当該区域内において、風速計等における風速が２m/s以上であること。

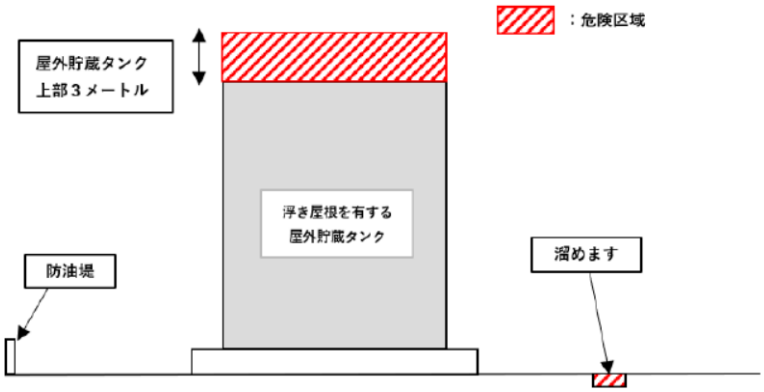

図１：浮き屋根を有する屋外貯蔵タンク周囲の危険区域の例

図１：浮き屋根を有する屋外貯蔵タンク周囲の危険区域の例

なお、屋外貯蔵タンクから出ている配管にフランジやバルブといった放出源の疑いのある部分がある場合には、その部分について別途「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等により危険区域を評価する必要があるので留意すること。

２ 安全対策について

（１）１の危険区域の運用については風速が要件の一つとなっていることから、原則としてドローンその他の可搬式の非防爆構造の電気設備・器具を使用する場合を想定していること。

（２）ドローンを使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver3.0」（2022年4月石油コンビナート等災害防止３省連絡会議）を参考に、ドローンの落下防止のため一定の風速を超えた場合に作業を中止する等、安全対策を講じること。

（３）１の運用を行っている区域内で火災や危険物の流出事故が発生した場合には、ドローンその他の可搬式の非防爆構造の電気設備・器具の使用を直ちに停止し、当該区域外に退避すること。

（４）危険区域外であっても、予期せぬ場所に蒸気又はガスが滞留しているおそれがあることから、ドローンその他の可搬式の非防爆構造の電気設備・器具の使用に当たっては、事前に防爆構造のガス検知器等により安全を確認すること。

３ その他

１によらず危険区域を定める場合や常時設置する非防爆の電気設備・器具を使用する場合は、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」や実測により危険区域を評価すること。

********** 以上 **********